

犯罪賠償金不払い横行

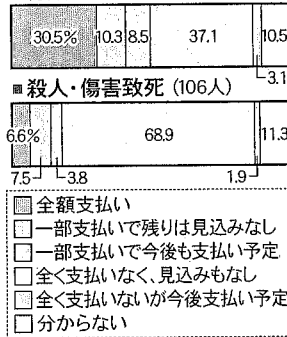
殺人・傷害致死が最多7割

犯罪被害者や遺族が起した民事訴訟で確定した賠償金や示談金などを、加害者が支払わないケースが問題となっている。法務省の調査(2000年)では37.1%に上り、殺人・傷害致死事件に限れば7割に近い。8月には山形地裁が賠償金の不払いを続けた2人に、再び遺族への賠償を命じる判決を出した。兵庫県内でも過去に同様の判決があり、加害者側の不払いに備えて支援制度を設ける自治体も出ている。(有島弘記)

明石 独自の支援制度

法務省のアンケート「人・傷害致死」の68.0%には被害者と遺族計19%(106人中73人)が回答。犯罪人。「強盗」47.0%、不払いの割合が7%(109人中52人)最も高かったのは「殺」▽「詐欺・横領」11.4%

賠償金支払い状況 (2000年、法務省・法務総合研究所調べ) 総数(1065人)



5%(122人中58人)などが続いた。民法では、確定した賠償命令の効力が10年と規定され、不払いが続いた場合、被害者側が再び訴訟を起こす必要がある。山形地裁の判決も

賠償を求め、計約760万円の支払いを命

賠償を求め、計約760万円の支払いを命

賠償を求め、計約760万円の支払いを命

賠償を求め、計約760万円の支払いを命

給付金支給 兵庫14件 15年度

犯罪被害者や遺族が裁判を通じて加害者に賠償金を求める以外に、国による経済的な支援制度もあるが、専門家からはより踏み込んだ対応を求める声がある。

1981年に始まった犯罪被害給付制度は殺人や傷害致死事件などの遺族に支給される

1981年に始まった犯罪被害給付制度は殺人や傷害致死事件などの遺族に支給される

1981年に始まった犯罪被害給付制度は殺人や傷害致死事件などの遺族に支給される

兵庫県内では淡路島で起きた集団暴行事件で、次男を亡くした遺族が時効前に再び訴訟を起こし、神戸地裁が本支部が14年2月、請求を認める判決を出した。1回目の判決確定は事件から4年後の04年3月で、対象の元少年4人が賠償金計約7千万円を支払わなかった。

相次ぐ「踏み倒し」を受け、明石市は14年から独自の支援制度を始めた。殺人事件の遺族と、犯罪で重度障害を負った被害者が対象で、賠償金の不払いが続けば、被害者側から損害賠償請求権の一部を市が譲り受け、300万円を上限に立て替える。

市の担当者は「遺族は事件から催促するのは気が重い。強制執行するにしても、弁護士費用などを新たに負担しないといけない。法務省が導入を検討する新制度は、一歩前進だが十分ではない。逃げ得を決して許さない制度をつくるべきだ。」

国の対策不十分 諸沢英道・元常磐大学長(被害者側) 「罰金」であれば国が取り立てるが「賠償金」はそうではなく、加害者が支払わなくても罰金はない。たとえ分割払いでも継続することは少なく、遺族や被害者から催促するのは気が重い。強制執行するにしても、弁護士費用などを新たに負担しないといけない。法務省が導入を検討する新制度は、一歩前進だが十分ではない。逃げ得を決して許さない制度をつくるべきだ。(有島弘記)